

大泉町マスコットキャラクター「イズミオ〜」デザイン使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町のマスコットキャラクターである「イズミオ〜」のデザイン（以下「キャラクターデザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本デザイン及び展開デザイン)

第2条 キャラクターデザインは、別図に定める基本デザイン及び町長が別に定める展開デザインとする。

(使用許可の申請)

第3条 キャラクターデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大泉町マスコットキャラクターデザイン使用許可申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) キャラクターデザインの内容がわかる企画書
- (2) 使用計画書
- (3) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を要しないものとする。

- (1) 町の執行機関がその業務に関して使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的に使用するとき。
- (3) 報道機関等が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 著作権法（昭和45年法律第47号）第30条第1項に規定する私的使用を目的として使用するとき。
- (5) その他町長が適当と認めたとき。

(使用許可等)

第4条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれかに該当するときは除き、使用の許可をするものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するとき。
- (2) 政治、宗教、思想等を活動目的とするとき。
- (3) 町の信用若しくは品位を傷つけるとき又は傷つけるおそれがあるとき。

- (4) キャラクターデザインのイメージを損なうとき又は損なうおそれがあるとき。
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用するとき。
- (6) 不当な利益を得るために使用するとき又は使用するおそれがあるとき。
- (7) 申請者又は申請者の団体の役員が暴力団員等(大泉町暴力団排除条例(平成24年大泉町条例第21号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)であるとき。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業又はその広告等に使用するとき。
- (9) その他町長が使用について不相当と認めたとき。

2 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、キャラクターデザインの使用の可否を決定し、当該申請を行った者に対して大泉町マスコットキャラクターデザイン使用許可(不許可)通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)をする場合において、必要な条件を付することができる。

(費用負担)

第5条 キャラクターデザインの使用に係る費用は、無料とする。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 使用するキャラクターデザインは、基本デザイン及び展開デザインにより正しく使用すること。
- (3) キャラクターデザインの応用使用をしないこと。
- (4) キャラクターデザインの使用に当たり、キャラクターデザインと近接した位置に「大泉町マスコットキャラクター「イズミオ～」」と表示すること。ただし、当該表示が困難であると町長が認める場合は、この限りでない。
- (5) 第4条第3項の規定により付された条件に従い使用すること。
- (6) キャラクターデザインを使用して作成する物件(以下「使用物件」という。)は、完成後、速やかに町長に提出すること。ただし、使用物件の提出が

困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

- (7) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。
- (8) 使用許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならないこと。
- (9) キャラクターデザインの使用状況について町から照会を受けた場合は、これに応じること。

(許可内容の変更)

第7条 使用者は、使用許可された内容を変更しようとするときは、大泉町マスコットキャラクターデザイン使用変更許可申請書（別記様式第3号）に変更する内容を確認することができる書類を添えて、町長に申請するものとする。

2 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を行った者に対して大泉町マスコットキャラクターデザイン使用変更許可（不許可）通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(使用の廃止)

第8条 使用者は、キャラクターデザインの使用を廃止したときは、大泉町マスコットキャラクターデザイン使用廃止届出書（別記様式第5号）を町長に提出するものとする。

(使用許可の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条又は第6条の規定に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたと認められるとき。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、町長が不適當であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により使用許可を取り消したときは、大泉町マスコットキャラクターデザイン使用許可取消通知書（別記様式第6号）により当該使用者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該使用者に対し、使用物件の回収及び廃棄を求めることができる。

3 第1項の規定により使用許可を取り消された者は、前項の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 前項の規定による使用許可の取消しにより、使用者に損害が生じた場合におい

ても、町はその責めを負わない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、キャラクターデザインの使用に起因する一切の責任を負い、デザインの使用に関して苦情等が生じたときは、速やかにその解決に当たるものとする。

(使用管理簿の作成)

第11条 町長は、キャラクターデザインの使用の状況を明らかにするため、大泉町マスコットキャラクターデザイン使用管理簿を作成するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別図（第2条関係）

大泉町マスコットキャラクター「イズミオ〜」のデザイン

